

**令和8年度京都市SDGs普及啓発等業務  
提案募集要項**

**1 募集の趣旨**

令和8年度京都市SDGs普及啓発等業務の受託候補者を選定するため、当該委託業務（以下「本業務」という。）に係る提案を公募型プロポーザル方式で募集するもの。

**2 委託業務の概要**

(1) 委託業務名

令和8年度京都市SDGs普及啓発等業務

(2) 期間

契約の日から令和9年3月31日まで

(3) 内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 委託料上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

**3 受託候補者に求める資格（応募資格要件）**

受託候補者は、次の要件全てを満たしているものとする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者（入札参加停止期間中の者を除く。）であること。
- (2) 自らが提案した企画内容を自らが遂行するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

**4 応募方法**

(1) 提出書類及び部数

ア 参加希望申出書 **第1号様式**

イ 企画提案者の概要が分かる資料（会社案内等）

ウ 業務実施体制表及び従事者の経歴 **【任意様式】**

なお、本業務の担当者等の実施体制については、業務完了まで特別な事情がない限り変更することはできません。

エ 業務実績調書 **第2号様式**

本業務に類似し、又は関連する業務等の実績について記載してください。（複数の業務実績を有する場合は、最大5件まで）

オ 提案書 **第3号様式**

カ 見積書 **第4号様式**

本業務の受託見積金額を記入してください。

なお、第4号様式とは別に具体的な内訳が明記された見積書（任意様式）も提出してください。

(2) 提出期限

令和8年6月30日（火）午後5時必着

(3) 提出方法

以下のアドレスに電子メールにより提出してください。

（ メールアドレス：[sdgs@city.kyoto.lg.jp](mailto:sdgs@city.kyoto.lg.jp)  
京都市総合企画局国際都市共創推進室（城戸、山下） ）

5 質問について

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、令和8年6月19日（金）午後5時までに、4(3)に記載の電子メールにより提出してください。

質問に対する回答は、令和8年6月24日（水）までに京都市情報館に掲載します。

6 受託候補者の選定方法、選定結果の通知及び公表について

(1) 選定方法

提出書類を基に、審査を行い（評価者：総合企画局国際都市共創推進室国際都市共創第三課長、国際都市共創第三係長、国際都市共創担当）、最も高い評価を得た提案を行った者を受託候補者として選定します。

各項目の合計点が60点を下回るときは、応募事業者が1事業者のみの場合であっても、受託候補者として選定しません。

(2) 評価基準

審査は、次頁の評価基準に基づき総合的に評価し、順位を決定します。

（評価基準について）

評価項目	評価項目の配点	項目内の配点	評価のポイント
提案内容	70点	30点	業務の目的を十分に理解したうえでの提案であるか。
		30点	創意工夫された提案であるか。
		10点	実現性の高いものであるか。
実施体制	10点	本業務を安定的に実施することができる実施体制か。	
業務実績	10点	これまでに本業務に類似又は関連する業務を実施した実績があるか。	
見積金額	5点	5点×（全提案者の中の最低提案価格）／（提案者の提案価格） ※小数点以下は四捨五入する。	
市内の中小企業	5点	本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業かどうか。	
合計	100点		

(5) 選定結果の通知、公表

選定結果については、令和8年7月3日（金）までに、書面により提案者へ通知します。その後、提案者、評価点及び契約の相手方と選定した理由がわかる情報を公表します。

7 支払条件

契約時の仕様書に定める委託業務内容完了後、受託者の請求により委託料を支払います。

8 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提出書類については、本市が特に必要と認めた場合を除き、変更、差替え、再提出を認めないこととします。
- (4) 提案書に記載された見積金額が委託料上限額を超えた場合は、失格となります。
- (5) 資格確認書類又は提案書に虚偽の記載をした場合は、資格確認書類又は提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合があります。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合があります。